

# 視 察 報 告 書

報告者氏名： 伊東雅之

委員会名： 生活環境常任委員会

期 間： 平成 29 年 10 月 18 日（水）～20 日（金）

## 視察都市等及び視察項目：

- |        |  |
|--------|--|
| 東京都町田市 | 「消えないまちだ君整備促進事業について」                   |
| 香川県高松市 | 「地域コミュニティ協議会及び地域まちづくり交付金事業について」        |
| 静岡県浜松市 | 「水道施設のダウンサイジング及びコンセッション方式による下水道事業について」 |

## 所 感 等：町田市

町田市は、「消えないまちだ君」を地域の企業とともに開発をして商品化しました。このことにより、地域の安心安全を進め、地域企業の活性化を図りました。夜間の災害停電時でも道路照明を点灯させ、避難道路等の安全を確保することができます。

東日本大震災の際に町田市では、町田市内広域で電力供給が断たれ停電に見舞われ、夜になると道路は帰宅困難者が溢れました。道路照明がなく、一時滞在施設等への誘導にも支障が生じました。この教訓を活かし、誰もが安全に、かつ安心して避難所等へ通行できるように、電気の供給が止まっても点灯し続ける街路灯を、官民で連携して開発をしました。2013年2月に官と民の連名で出願し、2013年10月4日に特許を取得しました。

「消えないまちだ君」は、2014年度までに町田駅前通り及び市内の各駅（6か所）等に115基設置しています。2016年度までに、町



田市地域防災計画で第一次啓開道路に指定されている町田駅前通りに30基設置されています。また、道路以外に公共施設や公園等合わせて201基が設置されています。引き続き町田市地域防災計画に基づき、町田市第一次啓開道路及び第二次啓開道路に順次設置予定です。

この様なシステムを横須賀市においても実施できるように行政への意見を申すよう研究をしていきたいと思えます。

## 所感等：高松市



地域コミュニティ協議会は、市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織です。現在、高松市内には44地域あり、すべての地域で組織されています。

高松市では、自主的・自立的に地域のまちづくりに取り組む地域コミュニティ協議会に対して、「地域まちづくり交付金」を交付してします。この交付金は、地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、もって住民自治及び市民と行政との協働による地域みずからのまちづくりの推進に資することを目的としています。

次にあげるまちづくりに資する事業を対象とします。

- \*心豊かな人と文化を育むまちづくり（人権啓発・青少年健全育成・文化祭・教育の充実など）
- \*人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくり（環境保全の推進・リサイクル推進・交通安全など）
- \*健やかにいきいきと暮らせるまちづくり（子育て支援・健康づくりの推進・高齢者の支えあいなど）
- \*人がにぎわい活力あふれるまちづくり（地域の魅力創出と発信・地域間交流など魅力あふれる地域づくりなど）
- \*参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり（自治会活動の活性化・コミュニティを軸とした協働のまちづくり）
- \*その他、地域の課題解決・活性化につながるまちづくり

などがありました。横須賀市には、すでに地域運営協議会なるものがありますが、あまり進んでおりません。又、このような細かな配慮がなく、地域としてはどのように進めていくのがよいのかいまだに考えがまとまらない地域もあります。行政の基本的な指導方法も考えなくてはならないものと思います。今後は、しっかりとした方向性や住民に理解できる指導を申したいと思います。

## 所 感 等：浜松市

水道施設の耐震化推進が重要視される中、浜松市においては、平成 21 年度に管路耐震化事業計画を策定し、平成 23 年度から耐震化事業に着手しています。また、市の総合計画の中で平成 25 年 3 月に将来人口推計値が発表されたことを受け、将来の水需要予測の見直しを行い、更新に当たっては、単純に耐震管に更新するだけでなく、口径の見直しを行うこととしていました。

また、浜松市は、平成 28 年 4 月 1 日に静岡県の流れ下水道事業から事業移管された浜松市公共下水道西遠処理区において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づき、主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場の運営を行う「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」を実施しました。

利用料金の徴収を行う公共施設等について、公共側が対象施設の所有権を有したまま、対象施設の運営権を民間事業者を設定し、長期間運営を委ねる事業の方式です。

完全民営化では、公益性について、実質的に民間事業者の良心に委ねられるのに対し、コンセッション方式では、競争で選ばれた民間事業者との契約によって災害発生時の対応や料金等に関する公益性を確保することができます。なお、完全民営化は、特定の事業者が半永久的に事業を行うのに対して、コンセッション方式は、期間を定めて契約に基づき実施されます。以上のことから、今後、コスト削減など



を考慮して、コンセッション方式を利用していくことも検討しなくてはならないと思います。